

令和6年12月16日

宇部市議会総務財政委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会総務財政委員会会議録

- 1 日 時** 令和6年12月16日(月)
午前9時57分から午前11時34分まで
- 2 場 所** 第1委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第100号 宇部市支所設置条例中一部改正の件
 - (2) 報 告 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について
 - (3) 議案第101号 宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件
 - (4) 議案第102号 宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件
 - (5) 議案第119号 宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - (6) 議案第120号 宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - (7) 議案第103号 宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件
 - (8) 議案第104号 宇部市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件
 - (9) 報 告 公共施設等個別施設計画の進捗状況について
 - (10) 報 告 宇部市地方創生推進協議会の開催状況について
 - (11) 報 告 宇部市行財政改善委員会の開催状況について

4 出席委員(8名)

委員長	城 美 暁 君	委員	唐 津 正 一 君
委員	河 崎 運 君	委員	甲 谷 理 温 君
委員	重 枝 尚 治 君	委員	時 田 洋 輔 君
委員	西 村 享 平 君	委員	松 岡 伸 一 君

5 欠席委員(1名)

副委員長 青 谷 和 彦 君

6 その他の出席者(0名)

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第100号 宇部市支所設置条例中一部改正の件
- (2) 報 告 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君

次 長 濱 原 貴 宏 君
総務課副課長 正 司 邦 雄 君

- (3) 議案第101号 宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件
- (4) 議案第102号 宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件
- (5) 議案第119号 宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (6) 議案第120号 宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君
次 長 濱 原 貴 宏 君
職員課長 吉 岡 徹 君
同課副課長 棟 久 直 行 君

- (7) 議案第103号 宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件
- (8) 議案第104号 宇部市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君
次 長 馬 場 葉 子 君
市民税課長 吉 田 和 弘 君
同課副課長 岩 本 浩 志 君
資産税課長 西 村 昌 隆 君
同課副課長 白 川 智 子 君

- (9) 報 告 公共施設等個別施設計画の進捗状況について

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君
次 長 濱 原 貴 宏 君
財産管理課長 羽 根 伸 宏 君
同課副課長 大 石 宗 孝 君

- (10) 報 告 宇部市地方創生推進協議会の開催状況について

総合政策部

部 長 古 林 学 君
次 長 中 村 淳 一 君
政策企画課長 正 司 優 子 君
同課副課長 加 藤 貴 久 君

同課係長 久保田 準一君

(11) 報告 宇部市行財政改善委員会の開催状況について

総合政策部

部長 古林 学君

次長 中村 淳一君

行革推進課長 弘中 秀治君

8 事務局職員出席者

書記 高木 徹也君

—— 午前9時57分開会 ——

委員長（城美 暁 君） 皆さんおはようございます。

少し早いですが、始めたいと思います。

ただいまから、総務財政委員会を開会します。

本日は、青谷副委員長から欠席の旨届出がありましたので、報告いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

本日の委員会に対して、この後、傍聴の申込みがあった場合に許可をすることといたします。

また、審査中であっても、委員会への傍聴者の入退出は可能ですので、念のため申し上げます。

委員長（城美 暁 君） それでは、まず、議案第100号宇部市支所設置条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。総務部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第100号宇部市支所設置条例中一部改正の件について、御説明申し上げます。

これは、合併から20年が経過し、行政サービスの均一化も図られたことから、北部総合支所を市長部局と統合することで、より効果的に施策を推進できるよう組織を見直すものでございます。

内容につきましては、担当課から説明させます。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、議案集では3ページから4ページまでとなっておりますが、改正内容につきまして、お手元にお配りしております資料に基づいて御説明申し上げます。

合併時の平成16年に設置された楠総合支所は、旧楠町の住民へのサービス水準を低下させることなく、重複していた業務の整理や手続等の統一化を進めることを目的に設置されました。

その後、社会情勢や行政課題への対応に応じた組織再編を繰り返しながら、令和4年度からは、現在の北部総合支所として地域の活性化に取り組んでまいりました。

令和6年11月に合併から20年が経過し、行政サービスの均一化も図られたことから、改めて北部総合支所の位置づけや役割を整理し、今回、市としてより効果的な組織に見直すものです。

条例改正の内容といたしましては、1つ目に、宇部市支所設置条例の一部改正として、本市が設置する支所に楠市民センターを追加。

2つ目に、北部総合支所の廃止に伴う、宇部市総合支所設置条例の廃止。

3つ目に、宇部市公告式条例の一部改正として、本市が定める公告場所について、北部総合支所、万倉出張所及び吉部出張所を楠市民センターに改めるというものです。

具体的には、北部総合支所の北部地域振興課については、北部6地域全体の魅力や可能性を掘り起こす活動を地域の関係者と共創しながら促進しているところであり、引き続き、移住・交流人口の増加、中山間地域の振興を一体的に進めていく必要があることから、総合政策部に移管します。

なお、設置場所は、現行どおり楠総合センター内で変わりません。

次に市民生活課については、現行の7市民センターと同様の機能を有していることから、位置づけを明確にするため、楠地域、船木、万倉、吉部を所管する市民センターとして、市民環境部に移管し、名称を楠市民センターとします。

あわせて、船木、万倉、吉部ふれあいセンターについても、市民環境部に移管します。

施行日につきましては、令和7年4月1日となっております。

参考資料として、合併してからこれまでの北部総合支所の組織の変遷について載せております。説明については、以上となります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。河崎委員。

委員（河崎 運 君） 今回、名称が楠市民センターに変わるということで、万倉や吉部の方は、以前から北部総合支所で行政手続をされていたかと思いますが、船木まで行かないとできない状況なのか、あるいはコンビニとか、何らかの、確か吉部の場合は郵便局とかという手だてがあったかと思うのですが、ほかにこういった行政手続の手段があるかを教えてください。

執行部 このたびの組織改編につきましては、名称が変わるところで、業務の機能としては変わらない予定であります。

以上でございます。

委員（河崎 運 君） 分かった上で聞いていたのですが、質問は、行政手続は今、どうなっているのかというところを確認したかったです。

執行部 現状は、万倉、吉部のふれあいセンターは、一般的な証明書の発行手続が行政手続としてとられていると思います。住民票あるいは印鑑証明とか、証明書発行業務です。この形の行政証明手続を、このまま継続させていただくようになります。

先ほど副課長が申しましたけれども、特に今回の組織改編に伴いまして、業務が縮小されるとか、そういうことはございません。

以上でございます。

委員（河崎 運 君） 変わるとは思っていないので、今どういう状況かということを確認したかったのですが、ふれあいセンターにおいては、今コンビニ交付のような行政書類は出せる状況下にあるということでしょうか。

執行部 コンビニでの手続、今、本庁の1階にございます《自動発券機》（《 》は5ページで訂正）ですね。こちらの機能が、今のおっしゃいました2ふれあいセンターには設置してあるということだと思います。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。重枝委員。

委員（重枝 尚治 君） 私は地元だから。今、確認してもらったので間違いのないと思いますけれども。今までどおり、行政サービスは一切変わらないということですね。

吉部ふれあいセンターでも、万倉ふれあいセンターでも、今言われたように、住民票、印鑑証明とか、そういったものも発行できるし、別に交付機を置いてもらっています。コンビニが近くにないということで、万倉ふれあいセンターと吉部ふれあいセンターですね。船木ふれあいセンターにはなかったですか。

執行部 すみません。

先ほど河崎委員の御答弁で、自動発券機と申しましたが、自動交付機の誤りです。申し訳ございません。自動発券機は、受付のものなので。自動交付機でございます。

それで、現状、吉部ふれあいセンターと万倉ふれあいセンターの2か所に自動交付機が設置されております。これは引き続き、継続することになっております。

以上でございます。

委員（重枝 尚治 君） マイナンバーカードを使えば、手数料が50円ぐらい、窓口業務より安いということですね。

それで、組織がスムーズになって、例えばいろいろな地域の移住定住促進とかそういった企画的なものが、総合政策部付けになるということですが、今まで配置をされておられた地域おこし協力隊とか、中山間地域の地域保健福祉支援チーム、この辺が地域のいろいろな手助けをするバックアップの要員なのですけれども、これはどうなりますか。

執行部 地域保健福祉支援チームや地域おこし協力隊についても、現状で今のところ変えるつも

りはございません。

以上です。

委員（重枝 尚治 君） そうすると、所属はどうなるのですか。

執行部 今おっしゃいました、地域おこし協力隊や地域保健福祉支援チームの地域支援員につきましては、所属が総合政策部に移管になると思います。

それから、地域保健福祉支援チームの保健師は、現行どおり健康福祉部の所属になると思います。以上でございます。

委員（重枝 尚治 君） 所属はいいのですけれども、配置はどうなりますか。

執行部 配置は現状と変わらない配置体制、所属場所ですね。これにつきましては、配置人数等はちょっと分かりませんが、配置場所については変わりないと。

ただ、部の所属が、地域保健福祉支援チームの地域支援員等については、今まで北部地域振興課に所属していましたが総合政策部の所属になるということでございます。

以上でございます。

委員（重枝 尚治 君） 配置も含めて変わらないという大きな看板の付け替えになって、それぞれの部署の専門的なところと一緒に業務を行うので、その辺がスムーズにいくという説明だと思うのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

執行部 北部振興等が、今まで北部総合支所の中で北部地域振興課と市民活動課が担当しておりましたけれども、今後は総合政策部あるいは市民環境部に所属するというので、横の展開が大きく広がっていき、施策をより一体化できると考えております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 重枝委員と質問内容が重なるところもあるのですが、今後、総合政策部と市民環境部の人員とか、配置とかも変わってくると思うのですけれども、これについて内訳は、北部地域振興課と市民生活課の人員が北部地域振興課に何人残るとか。大枠は変わらないと思うのですけれども、中の組織は何に、どのように異動していくという予定とかございますか。

執行部 今、北部総合支所には所長と次長がそれぞれ1人ずついます。その下に北部地域振興課に職員が5名、市民生活課に5名、職員を配置しております。それから先ほどの地域支援員は会計年度職員7名、地域おこし協力隊が1名、健康増進課の支援チームが2名。

今、このような体制になっておまして、先ほどの北部地域振興課5名が総合政策部へ、市民生活課5名が市民環境部へいきます。

それで、この上におそらく次長級の職員が配置になると想定しており、今まだ調整中なので確定はしていませんが、そのように進めていきます。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。河崎委員。

委員（河崎 運 君） 先ほど保健の話がありましたが、農林振興関係、農林整備課と農業振興課については、場所は今までどおり変わらないということよろしいですか。

執行部 現在のところ、変更する予定はございません。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 配置が変わって、ということになるのですけれども、今後の人事はその課の中で変わった形になるのですか。市役所全体の中でまた人員配置を決めていくということ、来年以降とかなのですけれども、今後はそういう考えでよろしいですか。

執行部 定期人事異動につきましては、基本的に職員課で各課長あるいは各部長とヒアリングをしっかりと行った中で、毎年必要人数等の確定をしておりますので、そのあたりの手続が変わることはございません。

ただ、必要とする課の配属人数と課の中の配置体制は、課長が配置していきますけれども、課にどのような職員を配置するかは、宇部市の場合であれば、私ども総務部でやっておりますので、その配置体制、各課の配置の人数等につきましては、従前と同じように各課長とヒアリングあるいは各部長とヒアリングをする中でしっかり決めていく。それでその人数を配置していくということ。これは手続的に何も変わることはございません。

委員（西村 享平 君） 今回、いろいろ役割的なことがあって、今後のことを考えて多分こういうふうに改正されると思うのですけれども、改正したが、もちろん市民サービスの低下とかならないのだろうというところが、向上だったりとかが目的だと思うのですが、それで、今は変わらないけれども、今後ちょっと人員を減らしていきますよが、心配なのですけれども。それが無いというところが知りたくて。ごめんなさい。先ほどからちょっとどう質問していいのかわからなくて。

例えば、部署が変わって、総合的に人員配置も変わりませんよ。でも、来年、再来年以降は、人口とか、住んでいる地域のニーズに合わせて人員を減らしていきますよとなるのか、そうでないのか。そこがちょっと気になって、そういう質問をしました。

委員長（城美 暁 君） 来年、再来年のことは、分らないですね。答弁いただきますか。部長、お願いできますか。

執行部 今回の改正、北部総合支所の見直しにつきましては組織改編ということですが、所属、配置、人数それから所掌業務、これらについては何も現状と変わることがないということで、来年度につきましては、基本的には北部総合支所長の部長級の配置はなくなりますが、同じ人数の配置でいけるのではないかと。

ただ、将来的にわたって、この職員の総数がどうなっていくかという課題もございまして、その

中でやはり、時々配置人数について見直していく必要があると思うのです。だから、これがずっと未来永劫続けるかどうかは、これは分からないところがございます。その中でしっかり必要な行政ニーズを確認しながら、判断していくようになると思います。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） 確認ですが、今回、削減を目的とした改正というか、組織改編ではないということよろしいですか。

執行部 それは全くございません。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。時田委員。

委員（時田 洋輔 君） 具体的な確認ですけれども、外国人登録とマイナンバーカードの発行は残りますか。

執行部 今のお話は、通常の市民センター、西岐波とか、厚南、あるいはそういう所で今行っていない業務ですか。

委員（時田 洋輔 君） はい。

執行部 今、そこが総合支所という形で、一部通常の旧支所、厚南、西岐波、東岐波では取り扱っていない業務を、総合支所で行っております。

現状、その調整はまだ確定できておりませんが、当面、住民の皆様方の混乱を避けるという観点からも、これは継続していく必要があると思っておりますので、市民環境部と総合政策部とは調整を行っていきたいと思います。

以上でございます。

委員（時田 洋輔 君） これも具体的にですが、今までアクトビレッジおののことは北部総合支所が担当でしたけれども、これはどこかの部の担当になるのですか。だから楠市民センターで担当するのではなくて、その辺は全部総合政策部が担当になるのでしょうか。

執行部 そうなります。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。重枝委員。

委員（重枝 尚治 君） もう1点。船木ふれあいセンター、万倉ふれあいセンター、吉部ふれあいセンターは行政サービスに関しては現行と変わらないということなのですが、市内全体を見たときに、この職員配置の関係が、やはり非正規職員なのです。正規職員がいないですね。

その辺はこの見直しに当たってどうなりますか。この地区以外のふれあいセンターには、正規職員がいると思うのです。その辺はどうなりますか。

執行部 今、重枝委員がおっしゃいましたふれあいセンターの館長が民間登用ということで、市民環境部で非正規職員の方が配置されていたという状況でございます。

このことが、いろいろ地域とやりとりする中で、なかなか難しいところもございまして、職員を

正規化していこうという動きをしております。具体的には、定年延長職員とか、再任用職員を配置していく。正規職員の館長を配置したところにつきましては、正規職員の地域支援員を引き上げるという形をとらせていただいております。

今後、今おっしゃいました楠の3ふれあいセンターにつきましても、館長は正規職員の配置を計画していきたいと。その時に合わせて、この地域支援員についてどういう取扱いをするかは、協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第100号宇部市支所設置条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、宇部市公文書等管理委員会の開催状況について、報告したいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、報告事項、宇部市公文書等管理委員会の開催状況について、担当課から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、宇部市公文書等管理委員会の開催状況について、お配りしております資料に基づいて御説明申し上げます。

去る令和6年10月21日と11月19日に、それぞれ第2回、第3回の宇部市公文書等管理委員会を開催しました。

第2回委員会では、第1点として、令和7年4月からの公文書等管理条例の施行に伴い、公文書の定義が変更することから、統一した取扱いができるよう作成した公文書の定義について意見を聴取しました。

第2点として、第1回委員会において、30年を迎える廃棄予定簿冊に対して保存すべきである

と意見があった簿冊7冊について、再度検討した結果を報告しました。

検討結果は、保存5冊、延長1冊、廃棄1冊となっております。

また、第1回委員会に諮ることのできなかつた今年度30年を迎える廃棄予定の23冊の簿冊について、追加で意見を聴取しました。

第3回委員会では、第1点として、第2回委員会において意見を聴取した公文書の定義について、委員会及び庁内からの意見を反映し、より分かりやすく庁内に周知していく旨を報告しました。

第2点として、宇部市公文書等管理条例と同じ令和7年4月から施行する規則2つ、規程1つの案について意見を聴取しました。

第3点として、第2回委員会において追加で意見を聴取した廃棄予定簿冊について、保存すべきであるとの意見があった簿冊5冊について、再度検討し、検討結果を報告しました。

検討結果は、保存5冊となっております。

また、今回、参考資料として「公文書の定義について」をお配りしております。

これまで本市の公文書の対象を、決裁もしくは供覧または記録管理の意思決定の手続が終了したのものとしていたものを、実施機関の職員が組織的に用いるものと変更することで、これまで公文書として取り扱っていなかった文書も公文書に位置づけられることとなるため、公文書の範囲を明記することで庁内で統一した取扱いができるよう作成をしたものです。

具体的には、これまで公文書として取り扱っていなかった決裁や供覧を経ていない組織共用文書であったり、意思形成過程文書などについて、作成取得から管理や保存方法などを示したものになります。

令和7年の1月から庁内で試行運用をして、庁内の意見も聴きながら必要な見直しを行っていき、令和7年4月より本格的に運用する予定としております。

以上で、宇部市公文書等管理委員会の開催状況についての説明を終わります。

委員長（城美 暁 君） 以上で、報告は終わりました。

ただいまの報告について、質疑等ありますか。時田委員。

委員（時田 洋輔 君） 今度、公文書の管理者を置くようにという提案ですが、膨大な業務にならないのかと思うのですけれども。総務部長、大丈夫ですか。

執行部 今回、組織体制として、総務部長が管理者ということになっておりますが、基本的には総務課が中心となって、公文書の管理について、最終的な判断は総務部長に見ていただくという形になっております。

以上でございます。

委員（時田 洋輔 君） 大変でしょうけれども、頑張ってください。

あと、簿冊の話がこの中で出てきていますが、結構いい加減というか、簿冊内でタイトルが出てきていますけれども、ないものがあつたりとか。これは要望ですが、その辺の整理を本当に公文書

条例施行に向けてしっかりしていただきたい。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 文書の作成及び保存方法で、共有フォルダを利用と書いてあるのですが、これのバックアップは1つだけデータとして取っていくのか。バックアップを二、三個用意しておくのか、どうでしょうか。

執行部 共有フォルダのバックアップにつきましては、デジタル推進課で一括して行っておりますが、すみません、ちょっと詳細がありません。

委員（西村 享平 君） 分かりました。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、以上で、宇部市公文書等管理委員会の開催状況についての報告は終わりました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第101号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第101号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、国家公務員における勤務間のインターバルの確保に係る取組を踏まえて、新たに規定を追加するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させます。よろしく願いいたします。

執行部 それでは、議案第101号について御説明いたします。

議案集では5ページから6ページになりますが、改正内容につきましては、お手元に配付させていただいております資料、議案第101号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件を御覧ください。

こちらにつきましては、条文の新設となりますが、国家公務員における勤務間のインターバルの確保に係る努力義務が人事院規則に規定され、令和6年4月1日に施行されたため、本市においても、勤務間インターバルの確保に関する努力義務規定を設けるものであります。

なお、施行日は公布の日からとなっております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。時田委員。

委員（時田 洋輔 君） これを設けることによって、何か具体的に変わるのですか。確認で

す。

執行部 以前より、勤務間インターバルについて宇部市は先行導入をしております、10時間30分としておりましたが、今回の努力義務に合わせて、国が勤務間インターバルの目安を11時間と定められました。

それに伴い、職員でも議論をさせていただいて、今までは22時を一斉消灯として帰る意識を持ちながら勤務に当たっていった、業務調整をしていったところなのですが、21時30分と30分短縮してはどうかという議論をさせていただきまして、国に合わせて11時間のインターバルで21時30分に一斉消灯という取組にしております。

これをもって21時30分を一定の目安として、そこに向けての協力体制、そして勤務調整、ここで一旦区切りをつけるという意識を職員に今一度、再度強く持っていただくことで、時間外の縮減が期待できるのではないかと考えております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） 分かりました。

条例上について、今のところは勤務時間のインターバルの確保を強化するということですがけれども、この条例の文章は確保するよう努めなければならないという、それ以外にもやはり文章で努めなければならないというだけではなくて、今の強化もですけれども。それ以外にも、いろいろやはりきちんと調整していかないと、この条例どおりに進んでいかないと思うのですけれども。

ほかにインターバルを取るために、どのように取り組んでいこうと考えていらっしゃいますか。

執行部 各種通知を、定期的に行っているということもございます。

その中では、勤務間インターバル以外にも、休暇の促進に向けて、何日以上は休みを取るよう調整をすとか、課内でのスケジュールをみんなでより共有をして、業務調整を図る、協力体制をとるということをもって、つなげていただきたいと随所で通知を出しております。

また、時間外が多い職場に関しましては、所属長等に確認をとることもございます。あまりにも過度に、繁忙期などによって、そういったことがある場合につきましても、状況によってはこちらから確認をして、もうちょっと業務の分担ができないのかも議論をさせていただきながら努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） これは答えられる範囲で全然構わないのですが、このインターバルが難しいというわけではないのですけれども、そういう何か特定の課、いつも残業というか残業気味な労働が長い課はありますか。

執行部 時期によるのですが、例えば先日選挙がありました、やはり選挙がある年では選挙課です。これは致し方ないというか、そこでの勤務間インターバルの確保が難しい中でも選挙を成立

させることに特化して、各課の応援体制もとりながらやっていくことをしております。

あるいはイベントを行う課は、やはり市としてPRをしていかないといけないので、土日の出勤とか、その前の準備期間に関しましては、結構業務が過度になることがございます。

それにつきましては、逆にそこに手伝いに行った職員も含めて、所属長から声掛けをしていただいてその後しっかり休みを取って休養が取れるように、しっかり取り組みながら、ちょっとその一定の時期については確保できないところがあるのですが、そのあとしっかりケアができるように体制をとっております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第101号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第102号宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件を議題とします。執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第102号宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、就業促進手当に関する規定を整備するとともに、その他所要の整備を行うものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をさせます。よろしくお願いたします。

執行部 それでは、議案第102号について御説明させていただきます。

議案集では7ページから11ページとなりますが、改正内容につきましてはお手元の資料、議案第102号宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件を御覧ください。

1点目としましては、雇用保険法の一部改正が行われたため条文における引用箇所をそれに合わ

せて改正するものでございます。

2点目としましては、国立大学法人法の一部改正によって条ずれ等が生じたため、条文における引用箇所をそれに合わせて改正するといった内容になっております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第102号宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 議案第119号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第120号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。これらは関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第119号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第120号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、一括して説明させていただきます。

まず、議案第119号につきましては、職員の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を引き上げるものでございます。

また、議案第120号につきましては、一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他所要の整備を行うものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させます。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、まず議案第119号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制

定の件について、御説明をさせていただきます。

お手元の資料で、概要版をお渡ししております。そちらを御覧ください。

これは、市長等の期末手当の支給率を年間4.5月分から4.6月分に0.1月分引き上げるものとなっております。

令和6年度の表を御覧ください。

0.1月分の引上げ分を12月期に加算いたします。これにより、期末手当の改正後の支給率は12月期2.35月分となり、年間では4.6月分となります。

次に、令和7年度につきましては、この年間4.6月分の支給率を、6月期と12月期に均等に案分して加算をいたします。これによって6月期は2.3月分、そして12月分も2.3月分という改正となりまして、年間の支給率は同じく4.6月分となります。

これら引上げによる年間の影響額につきましては、市長、副市長、常勤監査委員、教育長及び公営企業管理者で、約52万2,000円となります。

次に、この条文の施行日、適用日につきましては、令和6年12月期に係る改正が公布の日から施行、適用日は令和6年12月1日となります。

令和7年6月期以降の改正につきましては、令和7年4月1日からの施行適用となっております。

以上が議案第119号になります。

続きまして、議案第120号に入らせていただきます。

お手元の資料、議案第120号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件の概要に沿って説明いたします。

これは令和6年8月に発出された人事院勧告により、一般職の国家公務員の給与その他勤務条件に関する勧告がなされ、これを受けて国において一般職の職員の給与に関する法律を一部改正する運びとなりました。

これを受けまして、本市職員の給与に関し、国準拠という基本的な考えのもと、給料、期末勤勉手当について改正を行うものとなっております。

まずは、1番目の給料表の増額改定です。

改定率は御覧のとおりとなっております、全体平均では3.0%の上昇となっております。

次に、期末勤勉手当の支給率の引上げについてとなります。

初めに、一般職について年間4.5月分から4.6月分になりまして、0.1月分引き上げるものとなっております。

令和6年度の表を御覧ください。

期末勤勉、各0.05月分の引上げ分を12月期に加算することとなります。これによって、12月期の期末手当は1.275月分となり、改正後の期末手当の支給率は2.5月分、12月の勤勉手当は1.075月分となり、改正後の勤勉手当の支給率は2.1月分、年間では、期末勤勉手

当が4.5月分から4.6月分の改正となり0.1月分の増額となります。

次に、令和7年度については、引き上げられた期末手当2.5月分、そして勤勉手当2.1月分の支給率を、先ほどと同様に6月期と12月期に按分して積み増すこととなります。これにより、期末手当は1.25月分、そして勤勉手当は1.05月分となり、年間では合わせて4.6月分となります。

続きまして、次のページの再任用職員についてですが、年間2.35月分から2.4月分となりまして、0.05月分引き上げるものとなっております。

令和6年度の表を御覧ください。

期末勤勉、各0.025月分の引上げ分を12月期に加算することとなります。これにより、12月期の期末手当は0.7125月分となり、改正後の期末手当の支給率は1.4月分。そして、勤勉手当につきましては0.5125月分となり、改正後の勤勉手当の支給率は1.0月分、年間では、期末勤勉手当が2.35月分から2.4月分の改正となります。

次に、令和7年度につきましては、引き上げられた期末手当1.4月分と勤勉手当の1.0月分の支給率を、同様に6月期と12月期に案分して積み増すこととなります。これにより、期末手当は0.7月分、勤勉手当は0.5月分となり、年間では合わせて2.4月分となります。

以上による年間の人件費の影響額、こちらにつきましては、正規・再任用職員で約1億9,000万円となります。

この条例の施行日及び適用日ですが、給料表の改定につきましては、公布の日から施行、そして令和6年4月1日からの適用となります。

期末勤勉手当の支給率の改正につきましては、令和6年12月期に係る改正が公布の日から施行となり、適用日は令和6年12月1日。

また、令和7年6月期以降の改正につきましては、令和7年4月1日からの施行適用となっております。

なお、臨時・会計年度任用職員につきましても、職員の給料表を準用していますことから、同様の改定を行い、その影響額は約1億6,600万円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑は2議案を対象に行います。

では質疑はありませんか。時田委員。

委 員（時田 洋輔 君） 議案第120号ですけれども、昨今の物価高騰から見ると、この号級の上昇幅では追いついていないと思うのですが。それでも人事院の勧告を準用するという基本方針を変えずに、ということですか。

本当ならもっと物価高騰、人事院が宇部市はないのでそうせざるを得ないというところは分かる

のですけれども。それにしても低いのではないかなと思いますが、その辺の考え方について確認します。

執行部 御質問ありがとうございます。

時田委員がおっしゃるように、そのあたりのところも検討させていただいて、他自治体の状況等も踏まえて、また県の人事院、県がどのように対応するのかということで、地域の特性を含めて検討させていただいたところですが、今回につきましては、引き続きというか、人事院の、国の準拠という考え方で実施するという結論に至っております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論は、別々です。

まず、議案第119号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第119号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第120号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第120号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第103号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件及び議案第104号宇部市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件を議題とします。これらは関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第103号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件及び議案第104号宇部市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件について、一括して御説明させていただきます。

まず、議案第103号につきましては、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うものでございます。

また、議案第104号につきましても、同様に地方税法の一部改正に伴い、都市計画税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。よろしく願いいたします。

執行部 それでは、お配りしております概要資料に基づいて御説明をしていこうと思います。

まず2番目の改正内容の（1）条例第56条の改正内容になつて、これは私立学校法の一部改正により、条例中で当法律を引用している箇所に条項ずれが生じたために所要の整備を行うものとなっております。特に内容が変わるものではございません。

なお、施行日につきましては、私立学校法の施行日に合わせて、令和7年4月1日となります。

次に改正内容の（2）附則第10条の2につきましては、次の議案第104号宇部市都市計画税賦課徴収条例中一部改正と同様の内容であるため、併せて御説明をさせていただきます。

この条例の改正内容につきましては、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成を目指す区域、いわゆるウオーカブル区域。これは、お配りしております図面を参考にしていただけたらと思います。その区域内において整備されました一定の要件を満たす固定資産について、固定資産税の土地家屋償却資産及び都市計画税を軽減するものになります。

概要資料の中の一定の要件について、簡単に御説明をしていこうと思います。これは、口頭になります。

一定の要件につきまして、大きく4つあります。

まず、ウオーカブル区域内であること。この区域設定につきましては、都市再生整備計画上で設定されるものになっています。現在、都市政策部においてこの計画を策定中で、区域設定については、令和7年4月以降となる予定です。

次に、この区域内において、人的交流や滞在空間を創出する事業を行うこととなっております。例えば、民地のオープンスペース化。イメージで言うと、芝生化をしてベンチとかテーブルを設置して、人的交流空間を作ったりといった事業になります。また、建物低層部のオープン化。これは1階部分にガラス張りのカフェとか休憩所といったものを設置する事業になります。

3番目の要件として、オープンスペースは誰でも無償で自由に交流滞在できることが要件になっ

ております。

最後の要件としては、当事業が都市再生整備計画に位置づけられていることが要件となっております。

なお、施行日につきましては、公布の日となっております。

説明については、以上です。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

委員（時田 洋輔 君） この特例を設けることによって、どんなことを期待されていますか。

執行部 まず計画上に、中心市街地活性化による効果というものが位置づけられるようになります。この計画につきましては、ガイドラインに沿って作られるものになりますが、そのガイドラインでは、K P I や K G I が設定されます。それも人流の観測とか、いろいろな基準が定められておりまして、それに基づいて効果が測定されるものとなります。

なお、この計画につきましては、現在、都市政策部で策定中でございますので、公表されて改めて効果等が周知されるのではないかと考えております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） 抽象的なのでよく分からないのですが。

もう一つ、この特例割合が2分の1というのは、もう幅なくこれでしかできないという指定ですか。

執行部 これは、わがまち特例ということなので、税率の設定の幅としては、3分の1から3分の2の中で国が示す参酌基準が2分の1ということで、宇部市はその2分の1を採用しております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） その理由は、何ですか。

執行部 まず県内13市において、周南市はこの条例を制定していないのですけれども、宇部市を含む12市において、まず国の参酌基準を規定しています。かつ、これはもともとわがまち特例で条例委任される場合は、法律で2分の1と定められておりましたので、まずはそれを基準にやっというところからでございます。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） 2分の1だと、こういうメリットが出てくるからとかでない、周りを見てとか、昔そうだったからでは、何か納得できないのですけれども。求めている期待があると思うのです。

そこを踏まえて、減額した分は基準財政需要額として収入額減になって、地方交付税でという対応にはなるのですか。

執行部 委員が言われるように、これは地方交付税上の基準財政収入額、算入されるものになります。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） その部分は補填されるとしても、75%になるわけですね。それを上回るこの2分の1にした、それで特例を作ったというところで、どういう効果、それを上回る効果があって将来的にとか、よく分からないですけれども。そのあたりの検討はされずに、とりあえず今おっしゃったような、周りを見て、昔もそうだし、2分の1でというような設定だとちょっとまずいと思うのですが、もう1回確認したいと思います。

執行部 お答えになるかどうか分からないのですが、これは都市政策部とも協議を重ねています。その上で、まず法律に基づく、もともとの2分の1を遵守してやっていこうと。その上で計画、KPIとKGIが設定されていますので、それがある程度クリアしてきている段階で、さらに中心市街地の活性化に踏み込むタイミングで、またその税率、こういったものは考えていこうということになっております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） ウオーカブル区域ということで、議案第104号の参考資料の図を拝見したのですが、これは一応ざっくりとした図になるのですか。

執行部 ちょっとざっくりしたものではございますけれども、ほぼ確定しているもの、確定というか、まだ計画策定中なので、まだ確定とは言えませんけれども、ほぼこの区域で、考えてもらっても間違っていないと思います。

委員（西村 享平 君） 図を見ると、ざっくりと言って、ちょっと聞き方が悪かったのですが、その隣の家は対象外で、隣同士でというか、道路で区切っているような感じではなくて、ある程度面積じみたものというか、そういうものでやっているのかなとは思いますが。この境界というか、ウオーカブル区域の青線があると思うのですが。この根拠とは何かあるのですか。

執行部 すみません。計画を総務部で策定していないもので、その根拠がなかなか説明しづらいところはあるのですが。都市再生整備計画に位置づけをする上で、そういったガイドラインに沿った区域指定、面積、そういった要件に沿って、この網掛けはしていると考えられますので。ちょっとガイドラインを読み解かないと、説明はしづらいところではあります。すみません。

委員（西村 享平 君） 対象エリアに市役所も一応入っている、公共施設等も含めてという認識でよろしいですか。

執行部 もちろん公共施設も含んだ区域指定になっています。

委員（西村 享平 君） その指定になっているということは、都市計画で条例もその区域内

だから対象になるという認識でよろしいですか。公共施設も税の対象になっているかどうか。

執行部 公共施設はもともと課税対象ではないので、対象は民間事業者が整備されたものになります。

委員（西村 享平 君） 所有が、ということですか。

執行部 そうです。民間事業者とか、個人になります。

委員（西村 享平 君） はい。分かりました。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

執行部 委員長。すみません。

先ほどの答弁の補足でございますが、今のこの青い線の区域については、国道190号常盤通りの約650メートルの範囲を軸に、南北に位置する商店街等への歩行者動線を考慮して設定するという形の設定区域になっているようです。だから、少し民家の部分とかで境があると思うのですが、基本的には歩行者動線を考慮して、人が動けるような範囲を優先的に今、区域を出しているという形になっております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第103号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第103号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第104号宇部市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第104号宇部市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、公共施設等個別施設計画の進捗状況について、報告したいとの申出がありましたので、これを許可したいと思います。執行部から報告を求めます。

執行部 それでは報告事項といたしまして、公共施設等個別施設計画の進捗状況について、担当課長から説明いたします。よろしく願いいたします。

執行部 それでは、御説明いたします。

資料（報告）公共施設等個別施設計画の進捗状況についてを御覧いただければと思います。

1 ページ目の上段の表に（1）で個別施設計画と書いております。まずこちらの表の御説明をいたします。

こちらの表、それぞれに上段、下段がありますが、まず上段につきましては、令和2年度策定当時の計画値の数値と、下段につきましては、令和5年度決算の確定値と令和6年当初予算に盛り込んだところまでを反映させたものを書いているところでございます。

変更しているところにつきましては、赤で書いているところでございます。左の区分に、更新、改修等、解体、売却、貸付、現状維持、検討中という7つに分けて、方向性を示しています。真ん中までの更新から貸付の5つにつきましては、いろいろ動くということもございまして、年度ごとに整理をさせていただいています。

更新から貸付の合計でございしますが、緑色の当初小計のところ、令和2年度から令和5年度が35施設、こちらが令和5年度末までに取りかかるという計画をしておりましたが、黄色の変更後の小計が赤で、下段に33施設と、2施設減っていますが、現時点としては概ね計画どおりに進んでいるものと判断をしているところでございます。

続きまして、中段の表を御覧いただければと思います。

資料1 ページ目、中段の（2）計画変更に伴う事業費の増減額についてでございます。

こちらにつきましては、上記の表から事業内容が変わったところについて、事業費の影響額を表にしています。

学童保育クラブや図書館、卸売市場、旧山口井筒屋宇部店の解体等で、合計の表で増減額がマイナス5.3億円となっているところでございます。表の下から3つ目と2つ目、中央卸売市場と地方卸売市場がもともと令和2年度当時は長寿命化改修ということで、それぞれ右の金額を計上しておりましたが、現在方向性を検討中ということで一旦白紙にし、0円としたことによってマイナスになっております。実際、検討後にこの同じ額が載りましても、14.9億円と6億円を足した20.9億円がプラスになりますので、報告書としてはこの計画変更に伴っては、事業費が増えてい

るという認識の読み取りになると思います。

続きまして資料1ページ目下段、(3)計画期間中の事業費について御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、同じように上段に当初の計画を書いております。下段につきましては今確定しているもの、令和6年度につきましては当初予算額まで反映したものを表にしたものがございます。

それでは、資料2ページ目を御覧いただければと思います。

ちょっと表が小さくて大変申し訳ないのですが、(4)公共施設等個別施設計画の進捗状況管理表でございます。

資料の2ページと3ページの2枚あります。こちらにつきましては今、個別施設計画で131施設を管理しております、その131施設それぞれの当初作った状況と、今どうなっているかを表にしたものがございます。

赤字で、当初から変わったところを書いている表になりますが、ちょっと件数も多いので、各個別施設の状況については説明を省略させていただければと思います。

以上になりますが、こちらの計画は令和2年度から10年間の計画になります。施設によっては、この年度内で動いたり遅くなったりするところもございますけれども、所管課としましては、各施設を持っている担当課と方向性を密にとりまして、管理をしていきたいと思っておるところでございます。

以上で、報告終わります。

委員長(城美 暁 君) 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等ありませんか。甲谷委員。

委員(甲谷 理温 君) 令和7年度の計画だけが例年より一気に増えている気がするのですが、今まで改修等ができていなかった部分を、令和7年度に一気に進めるという考え方でよろしいのでしょうか。

執行部 お答えいたします。

令和6年度まで着手できなかった場合、次が未定ですので、先送りをしているだけということで、また令和7年度の予算編成を踏まえまして、またそれがもし遅れるとなればもう1年ずらすという管理計画になります。

以上です。

委員長(城美 暁 君) この10という数字の中に、先送りをされているのはどれだけあるのですか。もともとの計画で幾ら、4施設あって6施設ということですか。どんどん繰上げされているということですか。

執行部 令和7年度で見ますと、計画として改修等が4件に対して10件というところが大きい

かなと思いますけれども、増えているこの6施設につきましては、渡辺翁記念会館と東岐波ふれあいセンター、隣保館厚南会館及び隣保館上宇部会館、西部体育館と常盤小学校の給食調理室でございます。

以上です。

委員（甲谷 理温 君） 先延ばししていたものが今来たのですが、これだけの施設が本当に来年度中に改修等できる確証があつての数なのか、とりあえず入れた数なのか知りたかったのです。もし、来年度中にもできないのであれば、あるいは令和8年度とかにも伸ばしてもいいのかなど。一気に借金を払いますよ、みたいなイメージを持ってしまっているので、その辺の考え方を教えてください。

執行部 基本的にできなかった場合、管理計画ですので、令和7年度に移すか令和8年度に移すかは、基本的には翌年度に移してまた随時管理していくというところですので、来年、現在見通しが分からないものについては、まず翌年にずらしてというところで。また令和7年度の予算編成を踏まえまして、随時毎年更新をかけていきますので、そのときにまた盛り込まなければ、1年遅らせるというところで今、管理している表になっております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） そうではなくて、甲谷委員が言われたのは、それをやめたらどうですかと言われているのですけれども。

委員（甲谷 理温 君） そういう考え方はないのですか。

委員長（城美 暁 君） それに対して、意見がほしいのですが。ただ翌年度に繰り越すという制度を変えられたらどうですかと。もっと実現性を見て、実現可能性があるものをその年度において、それ以外のものはもう少し二、三年先にするとか、そういう対策をされませんかというお話なのですけれども、いかがですか。

執行部 この個別施設計画につきましては、予算編成の段階でやはりどうしてもずれる項目とかがございます。今、令和7年度でかなり大きな施設が挙がっておりますが、予算編成段階でずれ込む段階で主管部局が改めて、ではいつからやりたいかという計画を出してまいります。それを積み上げているものが、今のこの計画でございます。

それから実際に今から令和7年度の予算要求を行っていく中で、総合政策部は当然この施設管理計画の要望を確認しておりますけれども、やはり全てができるということはないわけですので、その中で優先順位が高いものの中から何施設か選ぶということになると、改めてもう1回、予算編成後において、ではどうなりましたかという計画の中でこれは変わってくると。その時に後ろに下がっていくという状況です。

現状、今、おっしゃいましたとおり、あくまで今の予算要求前の各課の要求状況がここに詰まっておりますので、ぐっと寄ってきてしまっているのは事実でございます。

そのあとに予算編成をして固まったら、もう1回これがもう少し先にずれていく形になっているのが現状でございます。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） 確認なのですが、今のお話だったら財産管理課長が言われた説明とちよつとずれがあると思うのです。

あくまで、今2つ最後にありましたけれども、結果、例えば翌年度で無理だねとなれば、令和8年度と令和9年度にこの数字が動くということがあり得るということですね。それ今、財産管理課長が言われたのは、とりあえず実現できなかつたら翌年度に全部繰り越しますと言われていたのですけれども。

執行部 基本的に二、三年とか、先がある程度見通せるものにつきましては、変更についても3年後とかは反映させております。すみませんでした。

委員長（城美 暁 君） そういうことですね。よろしいですか。

委員（甲谷 理温 君） はい。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 資料1ページ（3）計画期間中の事業費で、残り令和7年度から令和11年度、残りが74億8,000万円だと思うのですが、年割りすると大体14億9,500万円です。今年の計画変更による事業費の増減額で、検討があるからマイナス5.3億円となっているのですが。これを足していくと、大体15億円ぐらいになっているのですけれども。

では、残り74億8,000万円、これ、平均で割るわけではないと思うのです。計画に沿って増減させたりとかするものなのですから。これでもう本当に収まるものなのか、それともまた計画変更がこうやって発生するのかというのは、何か見通しとかはございますか。

執行部 お答えいたします。

資料1ページ、表の2の増減額、マイナス5.3億円と書いてあるこの表につきましては、方向性が変わったところだけを計上させていただいておりますけれども、下段の（3）計画期間中の事業費につきましては、実際の実績額を記載しております。

例えば、同じ更新で方向性が変わらなくても、現在の人件費高騰等を踏まえて単価が上がった場合はここに盛り込んでおりますので、（2）と（3）でちよつとリンクしない形でございます、上段の令和2年度の数字につきましては、当初の数字ということで、現在の高騰分というのは反映させていない表になっておりますので、上回る可能性が高いと思っております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。河崎委員。

委員（河崎 運 君） 売却についてお伺いします。

今回この表に載っている公共施設。解体してしまっているもの、要は土地だけになっているもの

について、例えば市の結婚式場も売却されているのですか。

執行部 もう売却済みでございます。

委員（河崎 運 君） ほかに今売却の予定がたくさんありますけれども、例えば、資料3ページの際波教職員住宅とか、令和6年度というところにバツがずっと続いて、今回令和6年度にきている。これは、今回売りたいという先ほどのお話の中の一つで、売れる見込みがあるというわけではないと思うのですけれども。どのような営業活動をされているのか。ただ、公示しているだけで、あちこち営業はしていないということなのか。その辺ちょっと確認したいのですけれども。

執行部 お答えをいたします。

際波教職員住宅につきましては、資料3ページの表でバツ、バツ、バツと、最後に丸となっておりますけれども、今年度、建物つきで売出しをしようとしていまして、昨年度まではそもそも建物つきで売り出すことをしていないというところでございます。

今年度、建物つきでの売却を、公募もウェブサイト上も募集をかけていまして、不動産を管理するところにも情報共有をさせていただいて、売却に努めているところでございます。

以上です。

委員（河崎 運 君） 食肉センターであったり、ほかの売却予定の施設の売り方をちょっと確認したいのですけれども。

執行部 食肉センターにつきましては、令和5年度にまず、市場性があるか、ニーズがあるかということでサウンディングをさせていただいておりまして、市場性がないということ。売却するに当たりまして、測量、建物評価、解体費用とか積上げが要りますので、ちょっとニーズがないということで、現時点は、売却するところまで至っていない、準備まで至っていない現状でございます。

委員（河崎 運 君） 結果、売却と書いてあるけれども、要は売却先も見つからないということになると、解体の先延ばし。先ほどの例と一緒に、同じようにカウントをするような格好になるということですか。

もっと悪いですよ。解体がされていない場合。そこの青少年会館と同じように、土地を売るから大体分かってやってねという形で進めるようにはなるのかも分からないけれども。売ることと、それから解体とセットで話を進めるような形で事前にやっておかないと、なかなか相手も土地は欲しいのだけれども、これは売却ということだったら、なかなか本気になれないケースもあると思うので、その辺は早くはっきり示した方がいいのではないかなと思うのだけれども。

執行部 まず、際波教職員住宅と食肉センターにつきましては主管部局との調整では、青少年会館等と同じように、建物つきの土地で売却をしたいというのが本心でございます。

それで、サウンディング調査等も行いましたけれども、なかなか立地面とか、いろいろな用途の部分でニーズがないということが実態でございまして、私どもも入札等、あるいはウェブサイトの

公表、あるいは宅建の業界の方にもお願いするとか、いろいろやっておりますが、今のところニーズがないという状況が続いているところです。改めて不用財産の売却につきましては、力を入れていかなければいけないと感じております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。松岡委員。

委員（松岡 伸一 君） すみません。細かい表の中で、耐震診断の結果次第で今後の方向性を検討というのが、中央卸売市場と、あと保健センターの耐震診断のことが書いてあるのですけれども、これは診断自体をされているのですか。

執行部 お答えいたします。

保健センターにつきましては耐震診断を行いまして、耐震性があるということで、今後どうしていくかは、また今、担当課が、方向性を検討している状況でございます。

すみません。中央卸売市場につきましては、来年度する状況でございます。

以上です。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

執行部 大変すみません。失礼しました。

中央卸売市場につきましては、今取り組んでおりまして、来年度に結果が出るという、大変すみませんでした。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、以上で、公共施設等個別施設計画の進捗状況について報告は終わりました。

委員長（城美 暁 君） それでは次に、宇部市地方創生推進協議会の開催状況について報告したいと申出がありましたので、これを許可したいと思います。執行部から報告を求めます。

執行部 宇部市地方創生推進協議会の開催状況についての御報告をいたします。

このたびの協議会は、現在改訂を進めております宇部市人口ビジョン、それと第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂素案をお示しし、委員の皆様から御意見等をお伺いすることを目的に開催いたしました。

お手元にお配りしております、資料順位10—1推進協議会会議次第のとおり、去る11月19日火曜日に、宇部市総合福祉会館にて、令和6年度第2回宇部市地方創生推進協議会を開催し、委員20名に御参集いただきました。

お手元の資料順位10—2が宇部市人口ビジョン、それから資料順位10—3が第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂素案になります。

それぞれの改訂概要について、委員の皆様にご説明をいたしました。

大きく改訂の概要をご説明いたしますと、宇部市人口ビジョンは、令和2年国勢調査結果など、最新の統計数値を反映させ、また新たに市民アンケートを行ったり、人口動態等の現状分析を行うことで、人口減少に対して、今後、本市が目指すべき方向や人口の将来展望の見直しを行いました。

それから、第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、この人口ビジョンで示しました将来展望の実現に向けて、地方創生や人口減少対策として、本市が取り組むべき施策や具体的取組をまとめたものになりますが、第五次宇部市総合計画前期実行計画、これと計画期間をそろえるために、本来、令和6年度で計画が終了のところ、もう2年延長することとし、各取組指標の最終年度目標値を再設定いたしました。

さらに、人口ビジョンの将来展望を見直したことや、現状に即しまして取組の追加や内容の説明の修正を行いました。

あくまでも期間延長に伴う改訂ということですので、既に終了した、例えば市制施行100周年に向けた取組の実施など、当初の計画にありました事業は削除せずに残しております。

以上が、宇部市人口ビジョンと第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂概要になります。

推進協議会の委員の皆様からは、素案の内容に限らず、それぞれのお立場からの気づきや、施策推進に向けた要望など、様々な御意見をいただいたところであります。

素案の内容に大きく反対するような御意見は、ありませんでした。

以上、簡単ではございますが、宇部市地方創生推進協議会の開催状況についての御報告となります。

委員長（城美 暁 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について、質疑等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、以上で、宇部市地方創生推進協議会の開催状況について報告は終わりました。

委員長（城美 暁 君） 次に、宇部市行財政改善委員会の開催状況について、報告したいとの申出がありましたので、これを許可したいと思います。執行部から報告を求めます。

執行部 よろしく申し上げます。

順位11 宇部市行財政改善委員会の開催状況について、報告いたします。

資料の3ページを御覧ください。3ページに概要を記載しております。

設置目的は、効率的かつ効果的な行政運営を行うために実施しています、事務事業の見直しに外部からの民間主体の委員から、実効性を高めるために御意見を伺うといった形になっております。

資料4ページにフロー図があります。

市の全事務事業、1,000を超える事務事業がありますが、その中で赤色の中段のところ、347事業と記載しておりますけれども、今年度につきましては347事業をチェックしております。概ね3分の1ずつ、3年に1回必ずチェックするように取り組んでおります。

その中から、協議継続事業148、黄色のところに記載しておりますけれども、さらに4事業ほどピックアップしまして、この行財政改善委員会の皆様の御意見を伺ったところでございます。

次のページ資料5ページ、委員の名簿6名の委員、開催状況として4回開催しております。

資料6ページに、今年度の対象事業4事業を記載しておりますが、高齢者バス優待乗車助成事業、障害者バス優待乗車事業、消防団員活動推進事業、そしてうべ産業共創イノベーションセンター志の運営事業、この4事業について御意見を伺っております。

次、資料7ページから個別の事業のことがありますが、まず1番のところだけピックアップして御報告申し上げますと、高齢者バス優待乗車助成事業、70歳以上の市民を対象に1乗車100円で乗車できる高齢者バス優待乗車証を交付して運営しております。

現状としまして、今、利用者の減少傾向がありまして、高齢者が増えているのですけれども、減少傾向ということで事業として取り上げております。

そういった中で委員の意見としまして、資料8ページのところに主に赤字で記載しておりますけれども、全体としては見直しの方向性ということでございます。

ただ、赤字で記載しておりますが、事業の認知度や利用目的、頻度の実態が上手く把握できていませんでしたので、これをしっかりやること。そして、目的の達成状況を客観的に測ることができる適切な指標を設定して、その効果測定、検証を定期的に行う必要があるという御意見を伺っております。

利用者の今後の自己負担の在り方については、持続可能な事業運営の視点から、他の交通施策も含めて総合的に検討する必要があるということで、御意見を頂戴いたしました。

なお、資料9ページになりますが、2つ目の障害者バス優待乗車事業につきましては、増加傾向であり、これは継続の方向性で進めるという御意見を伺っております。

それから資料11ページ、3つ目の消防団員活動推進事業につきましては、消防団員の数そのものが減少傾向であり、条例定数とちょっと乖離があるという現状があります。

こういった中で、縮充ということで、資料12ページの委員会意見としましては、今後は常備消防と非常備消防の消防力の現状等を踏まえ、総合的な見直しを進めていく必要がある。それから、地域性等も考慮した客観的な根拠に基づいて算出する仕組みを構築すべきである等々の御意見を伺っております。

資料13ページ、4つ目の、うべ産業共創イノベーションセンター志、通称うべスタですが、これにつきましては、開設以来、これまで68人が起業を実現しておりますが、成長分野の企業もあ

る一方で、大半がスモールビジネスであるという現状があります。

こういった中で、委員会の意見としては見直しということで、目的を明確化するとともに、具体的かつ確かな指標を設定し、定期的に事業効果の測定・検証を行う必要がある。また、委託事業者との事業のフィードバックを行う仕組みを構築すべきである、というような御意見を伺っております。

これらの報告につきましては、令和6年9月13日に委員長から市長に報告をされました。

以上が、令和6年度の行財政改善委員会の開催状況の御報告でございます。

以上です。

委員長（城美 暁 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないですか。ちょっと私から1点よろしいですか。

高齢者バス優待乗車助成事業なのですが、委員の方の意見の中に一番下なのですが、今後の自己負担の在り方ということで、他の交通施策と総合的に検討していく必要があるとか、その下、他の高齢福祉施策や交通施策との連携も含めたという言葉が出てきているのですが。具体的にどういった事業といった意見が委員の中で出たのかちょっとお聞きしたいのですが。

執行部 今回の御指摘の部分につきましては、この高齢者バス優待乗車助成事業だけで考えて判断するのではなく、今、交通施策、いろいろ取組をして進めておりますけれども、まちづくり全体で考えるべきであるという御意見をいただいております。

委員長（城美 暁 君） 念のため確認なのですが、委員の方は他の交通施策、市のまちづくり全体の計画等を御理解いただいていると。その上で、そことの連携とか、あるいは総合的にという意見を持たれているということよろしいですか。

逆に言うと、この委員会において、そういったところの補足説明をされたりしていますか。

執行部 説明はしておりますが、どこまで理解をされているかは、なかなかちょっと答えにくいところではございます。

委員長（城美 暁 君） では、そのレベルと言っていいのか分からないですが、その程度の御意見ということで、具体的な言及というのはなかった。例えば、他の交通施策で言えば、コミュニティータクシーとか、今、補助がないのですよね。こういったものも含めて、自己負担の在り方について考えていっていいのではないかとかという話はなかったのですか。

執行部 そこまでのものではありません。

あくまでこの見直しにつきましては、高齢者バス優待乗車助成事業の切り口で取り上げたのですが、これだけで考えるのではなくて、今御指摘のありましたコミュニティータクシーもありますし、他の交通施策、地域交通の分野がありますので、全体で考えるべきであるという委員の方

の総意でございました。

委員長（城美 暁 君） はい。分かりました。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、以上で、宇部市行財政改善委員会の開催状況について報告は終わりました。

委員長（城美 暁 君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、総務財政委員会を閉会します。

—— 午前11時34分閉会 ——

令和6年12月16日

総務財政委員会委員長 城 美 暁